

新潟県病院局訓令第2号

局本庁
施設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成30年10月1日から実施する。

平成30年9月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課長補佐の専決事項)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第2項の規定にかかわらず、別表第1の2第1号から第5号までに掲げる事務（一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）別表第1の行政職給料表の適用を受けるものに対して適用される事務に限る。）は、総務課長補佐が指定した者に処理させるものとする。</u></p> <p><u>6 前項に規定する事務について同項に定める総務課長補佐が指定した者が処理したものについては、総務課長補佐が処理したものとみなす。</u></p> <p>別表第2（第6条の3関係） 経営企画員等共通専決事項 (1)・(2) (略)</p>	<p>(課長補佐の専決事項)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第2（第6条の3関係） 経営企画員等共通専決事項 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 登退庁簿の確認をすること（庶務担当係長に限る。）。</u></p>